

宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用に関し、必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって宇治市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、宇治市下水道用マンホールふたのデザインとは、別図のデザインのことをいう。

(使用の承認申請)

第3条 宇治市下水道用マンホールふたのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用申請書（別記様式第1号（非営利用）又は第1号の2（営利用））に次の各号の必要書類を添えて、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 下水道用マンホールふたのデザインの利用状況がわかる完成見本等

(2) 申請者の概要がわかる書類等

(3) 市税に関する納税証明書（営利目的の場合のみ。ただし、市が市税の納付状況の調査を行うことについて同意する場合は省略可。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要しない。

(1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体がその業務の目的で使用する場合。

(2) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合。

(3) その他市長が特に認めたとき。

(資格要件)

第4条 第3条の使用申請者のうち営利目的で利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種

- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (5) 興信所、探偵事務所
- (6) 占い、運勢判断に関する業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (8) ギャンブルに関する業種や事業者
- (9) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加入している事業者、及び、会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものを除く。ただし、通信販売に関する広告を掲載する場合には同法第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。）
- (13) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続き中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者
- (16) 過去5カ年に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止を受けた事業者
- (17) 納付すべき市税を滞納している事業者
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (19) その他、妥当でないと市長が認める事業者

（使用の承認等）

第5条 市長は、第3条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 宇治市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定による申請を承認するときは、申請者に宇治市下水道

用マンホールふたのデザイン使用承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認することが不適切と認めるときは、宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用不承認書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認の期間）

第6条 宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

- 2 使用承認の期間満了後において、引き続き宇治市下水道用マンホールふたのデザインを使用しようとするときは、新たに第3条の承認を受けなければならない。

（使用料）

第7条 宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用承認された用途のみに使用すること。
- （2）使用承認を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- （3）デザインの形状を正しく使用し、形状の全部若しくは一部、又は縦横の比率を変更しないこと。配色については単色とする。
- （4）宇治市下水道用マンホールふたのデザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- （5）宇治市下水道用マンホールふたのデザインの周辺部等適切な位置に「宇治市」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、「◎宇治市」又は「◎Uji City」の表示をもって代えることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- （6）当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更等）

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、変更を承認することが適当と認めたとき

は、宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用変更承認書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に基づき、変更を承認することが不相当と認めるときは、宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用変更不承認書（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 4 第2項の承認については、第5条の規定に準ずるものとする。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。使用者は、使用承認が取り消された場合、使用取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) この要項又は承認内容に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他宇治市下水道用マンホールふたのデザインの利用継続が不相当であると認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に宇治市下水道用マンホールふたのデザイン使用承認取消書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消された者に対して使用物件等の回収等の措置を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定により宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、宇治市はその責めを負わない。

- 2 使用者が宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに管理者に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。
- 3 使用者が、宇治市下水道用マンホールふたのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、宇治市は損害賠償、損失補償の責めを負わない。

（権利の設定等の禁止）

第12条 使用者は、宇治市下水道用マンホールふたのデザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

別図

